

# 山口県電気設備工事積算要領

令和6年4月  
山口県土木建築部建築指導課

# 山口県電気設備工事積算要領

## 目 次

第1章	総 則	p 4
第2章	工 事 費	p 5
	1 工事費の種別及び区分 (5)	
	2 工事費の構成 (5)	
	3 工事費内訳書 (5)	
	4 直接工事費の算定 (5)	
	5 共通費の算定 (5)	
	6 工事価格の算定 (5)	
	7 契約変更における工事費の算定 (5)	
第3章	共 通 費	p 6
第1節	共 通 事 項	
	1 共通費算定に関する数値の取扱い (6)	
	2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定 (6)	
	3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定 (6)	
	4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定 (6)	
	5 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定 (6)	
	6 専門業種工事を発注する場合の算定 (6)	
	7 工事に伴う湧水の排出費用 (6)	
	8 新営工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取扱い (6)	
	9 指定部分及び指定部分工期 (6)	
	10 契約変更における共通費の算定 (6)	
	11 諸経費調整の取扱い (6)	
第2節	共 通 仮 設 費	
	1 共通仮設費の区分 (7)	
	2 共通仮設費の算定 (7)	
第3節	現 場 管 理 費	
	1 現場管理費の区分 (7)	
	2 現場管理費の算定 (7)	
第4節	一 般 管 理 費 等	
	1 一般管理費等の区分 (7)	
	2 一般管理費等の算定 (7)	
第4章	単価、価格等	p 8
	1 単価及び価格の算定に関する数値の取扱い (8)	
	2 単価及び価格の算定 (8)	
	3 歩 掛 り (8)	
	4 「その他」の率 (8)	
	5 市場単価の補正 (9)	
	6 物価資料の掲載価格 (9)	
	7 単価及び価格の(採用の)優先順位 (9)	
	8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等(商品目録(カタログ)の価格を含む) (10)	
	9 改修工事の取扱い (10)	

山口県電気設備工事積算要領  
目 次

**第4章 単価、価格等（前頁からの続き）**

- 1 0 工事量が「少量」の取扱い（12）
- 1 1 工事量が「僅少」の取扱い（12）
- 1 2 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価（12）
- 1 3 設計及び契約変更時の取扱い（12）
- 1 4 その他（12）

## 第1章 総 則

山口県電気設備工事積算要領（以下「本要領」という。）は、山口県土木建築部建築指導課が県有施設の営繕を実施するための積算に必要な「公共建築工事積算基準（平成28年12月20日付け国営積第18号）」、「公共建築工事共通費積算基準（令和5年3月29日付け国営積第8号）」（以下「共通費基準」という。）、「公共建築工事標準単価積算基準（令和5年3月29日付け国営積第8号）」（以下「単価基準」という。）等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたものである。

## 第2章 工事費

### 1 工事費の種別及び区分

「山口県建築工事積算要領」による。

### 2 工事費の構成

「山口県建築工事積算要領」による。

### 3 工事費内訳書

電気設備工事の積算に用いる工事費内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）」（令和5年改定）（令和5年3月29日付け国営積第8号）による。

### 4 直接工事費の算定

（1）算定に用いる単価及び価格等は、第4章、単価基準及び「山口県営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領」による。

（2）算定に用いる数量は、「公共建築設備数量積算基準」（令和5年）（令和5年3月29日付け国営積第8号）による。

### 5 共通費の算定

「山口県建築工事積算要領」による。

### 6 工事価格の算定

「山口県建築工事積算要領」による。

### 7 契約変更における工事費の算定

「山口県建築工事積算要領」による。

## 第3章 共通費

### 第1節 共通事項

- 1 共通費算定に関する数値の取扱い  
「山口県建築工事積算要領」による。
- 2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定  
「山口県建築工事積算要領」による。
- 3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定  
「山口県建築工事積算要領」による。
- 4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定  
「山口県建築工事積算要領」による。
- 5 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定  
「山口県建築工事積算要領」による。
- 6 専門業種工事を発注する場合の算定  
「山口県建築工事積算要領」による。
- 7 工事に伴う湧水の排出費用  
「山口県建築工事積算要領」による。
- 8 新営工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取扱い  
「山口県建築工事積算要領」による。  
なお、原則、建築工事に適用する。
- 9 指定部分及び指定部分工期  
「山口県建築工事積算要領」による。
- 10 契約変更における共通費の算定  
「山口県建築工事積算要領」による。
- 11 諸経費調整の取扱い  
「山口県建築工事積算要領」による。

## 第2節 共通仮設費

### 1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、一般工事、発生材処分費に区分して算定する。

### 2 共通仮設費の算定

「山口県建築工事積算要領」による。

## 第3節 現場管理費

### 1 現場管理費の区分

「山口県建築工事積算要領」による。

### 2 現場管理費の算定

「山口県建築工事積算要領」による。

## 第4節 一般管理費等

### 1 一般管理費等の区分

「山口県建築工事積算要領」による。

### 2 一般管理費等の算定

「山口県建築工事積算要領」による。

## 第4章 単価、価格等

### 1 単価及び価格の算定に関する数値の取扱い

「山口県建築工事積算要領」による。

### 2 単価及び価格の算定

#### (1) 材料価格等

材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

#### (2) 複合単価

「山口県建築工事積算要領」による。

#### (3) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料の「建築工事市場単価」に掲載された単価による。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

#### 【市場単価（電気設備工事）】

電気配管、2種金属線ぴ、ケーブルラック、位置ボックス、プルボックス、防火区画貫通処理、絶縁電線、絶縁ケーブル、金属製可とう電線管（電動機接続等）、接地極、接地埋設標

#### (4) 上記以外の単価及び価格

「山口県建築工事積算要領」による。

### 3 歩掛り

「山口県建築工事積算要領」による。

### 4 「その他」の率

歩掛りの「その他」の率は、最低値+1%を標準\*とし、表1\*による。

※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算する。なお、表1における「その他」の率は、加算後の率を示す。

なお、交通誘導警備員については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映するため、「その他」の率として21%（仮設における「その他」の率の最低値）を計上する。



表1 「その他」の率

工種	「その他」の率
配管工事	(労) × 21%
配線工事	(労) × 21%
接地工事	(労) × 21%
塗装工事	(材+労+雑) × 19%
機器搬入	(労+雑) × 21%
電灯設備	(労) × 21%
動力設備	(労) × 20%
雷保護設備	(労) × 21%
受変電設備	(労) × 20%
電力貯蔵設備	(労) × 20%
架空線路	(労) × 21%
地中線路	(労) × 21%
構内交換設備	(労) × 20%
情報表示・拡声設備	(労) × 20%
誘導支援設備	(労) × 20%
テレビ共同受信設備	(労) × 20%
監視カメラ設備	(労) × 20%
火災報知設備	(労) × 20%
撤去	(労) × 21%
機器搬出	(労+雑) × 21%
はつり工事	(労) × 21%

注1. 表中の(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。  
 2. 取り外しの場合は、取り外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

## 5 市場単価の補正

「山口県建築工事積算要領」による。

## 6 物価資料の掲載価格

「山口県建築工事積算要領」による。

## 7 単価及び価格の(採用の)優先順位

「2 単価及び価格の算定」において、単価及び価格の(採用の)優先順位は、原則として以下による。

- ① 「3 歩掛り」による複合単価<sup>※1</sup>、建築指導課が調査した一次単価<sup>※2</sup>
  - ※1. 営繕積算システム RIBC2 ((一財)建築コスト管理システム研究所)において“E0”で始まる細目コードの単価をいう
  - ※2. 営繕積算システム RIBC2 ((一財)建築コスト管理システム研究所)において“E1”で始まる細目コードの単価をいう
- ② 物価資料の掲載価格(市場単価を含む)
- ③ 補正市場単価、改修工事における基準補正単価
- ④ 商品目録(カタログ)を参考に算定した単価

- ⑤ 製造業者又は専門工事業者の見積価格を参考に算定した単価
- ⑥ 建設工事標準歩掛（（一財）建設物価調査会）及び工事歩掛要覧（（一財）経済調査会）を参照し作成した単価

## 8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等（商品目録（カタログ）の価格を含む）

製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、以下による。

### （1）当初の工事費内訳書作成時

- イ. 当初の工事費内訳書作成時の価格は、原則3社以上の見積価格もしくは商品目録（定価）とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最低価格の見積書を参考に、実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。
- ロ. イ. の見積りには、原則として実勢価格の調査等による査定率を乗じるが、工事の特殊性や施工規模に応じて、専門工事業者等に聞き取りの上、査定率を設定することができる。

### （2）契約変更時

- イ. 見積徴取先は当該工事の受注者（元請、共同企業体の代表者）とし、当該見積価格に原則として（1）の査定率を乗じるが、工事の特殊性や施工規模に応じて、当該工事の受注者に聞き取りの上、査定率を設定することができる。また、第2章7における新たな追加の工事についても同様に取り扱う。
- ロ. 工事の一時中止に伴う増加費用の算定における、工事現場の維持に要する費用に係る見積価格には、査定率を乗じない。

## 9 改修工事の取扱い

### （1）改修工事の分類

「山口県建築工事積算要領」による。

### （2）執務並行改修の場合の単価の補正

「山口県建築工事積算要領」による。

### （3）改修工事の積算に用いる単価の適用

全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合は表E-1により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。なお、基準単価及び基準補正単価の適用は表2による。

#### イ. 基準単価

単価基準の第2編、第3編、第4編で規定される標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価をいう。

#### ロ. 基準補正単価

（イ）電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、E-1による改修補正率を標準として算定する。

（ロ）著しく作業効率が悪い場合においては、実状を考慮し労務費等を補正する。

表2 改修工事の積算に用いる単価の適用

執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正
全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
執務並行改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
	基準補正単価	○複合単価の労務の所要量20%増し 労務の所要量×1.20 ○市場単価×改修補正率(表E-1) ○補正市場単価×改修補正率(表E-1)

- 注1. 執務並行改修における単価の適用は、表E-1の工種毎の「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。  
 2. 複合単価とは、第4章3(2)による。  
 3. ここでいう市場単価には、第4章7(1)における材工単価を含む。

【出典】積算基準等資料(上表注2.及び注3.を除く)

表E-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法		
		複合単価労務の 所要量補正	市場単価及び補正市場単価改修補正率	
配管工事	基準補正単価	1.20	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.18
			ケーブルラック	1.14
			位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.17
			プルボックス	1.12
			プルボックス用接地端子	1.00
			防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.13
			防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.05
			(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.14
配線工事	基準補正単価	1.20	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.16
接地工事(屋内)	基準補正単価	1.20		
接地工事(屋外)	基準単価	—	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	
塗装工事	基準補正単価	1.20		
機器搬入	基準補正単価	1.20		
電灯設備	基準補正単価	1.20		
動力設備	基準補正単価	1.20		
雷保護設備	基準補正単価	1.20		
受変電設備	基準補正単価	1.20		
電力貯蔵設備	基準補正単価	1.20		
架空線路	基準単価	—		
地中線路	基準単価	—		
構内交換設備	基準補正単価	1.20		
情報表示・拡声設備	基準補正単価	1.20		
誘導支援設備	基準補正単価	1.20		
テレビ共同受信設備	基準補正単価	1.20		
監視カメラ設備	基準補正単価	1.20		
火災報知設備	基準補正単価	1.20		

撤去(再使用しない)	基準単価	—		
撤去(再使用する)	基準単価	—		
再取付け	基準補正単価	1.20		
機器搬出	基準補正単価	1.20		
はつり工事	基準補正単価	1.20		

注1. 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

(4) 改修工事の積算にあたっての留意事項

「山口県建築工事積算要領」による。

1 0 工事が「少量」の取扱い

「山口県建築工事積算要領」による。

1 1 工事が「僅少」の取扱い

「山口県建築工事積算要領」による。

1 2 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価

「山口県建築工事積算要領」による。

1 3 設計及び契約変更時の取扱い

「山口県建築工事積算要領」による。

1 4 その他

(1) 建設発生土の処理にかかる積算上の取扱い

イ. 運搬費は、4 t ダンプトラックの賃料を計上する。

ロ. その他の取扱いについては、「山口県建築工事積算要領」による。

(2) 建設廃棄物の積算上の取扱い

イ. 運搬費は、4 t ダンプトラックの賃料を計上する。

ロ. 処分費は、技術管理課通達「産業廃棄物処理施設受入価格一覧表」のうち工事現場から最も近い処理施設の処分費を計上する。

ハ. 処分量については、以下のとおり。

(イ) 廃棄物の処分量が1 tを超える場合

・処分量を「重量」により積算する場合は、廃棄物の種類毎に集計した数量とする。

・処分量を「体積」により積算する場合は、廃棄物の種類毎に集計した体積に対して0.5 m<sup>3</sup>/tの換算をした数量とする。

(ロ) 廃棄物の処分量が1 t未満の場合

・処分量の積算は行わず、運搬費の4 t ダンプトラックの台数を計上する。

(3) 産業廃棄物の処理にかかる税の取扱い

山口県建築工事積算要領による。

[改定、改訂について]

1. 本要領は、令和6年4月1日に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。

2. 本要領は、毎年度末に見直し、翌年度の4月1日以降に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。